

別表 1

補助の種類	土壌改良の支援
補助対象経費	重点作物の作付けを行う農地の土壌診断後に実施する土壌改良に要する経費のうち、肥料購入に要する経費
補助要件	次の全てを満たすものとする。 (1) 事業主体となる者が、本市に事務所もしくは事業所を置く法人または本市に住所を有する農業経営者であること。 (2) 土壌改良を実施する農地が、本市の農地であること。 (3) 土壌改良を実施する農地が、新たに重点作物を作付けする農地であること。 (4) 土壌改良を実施する農地が、土壌診断を実施している農地であること。 (5) 事業主体となる者及びその世帯が、市税、水道料金、下水道使用料を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の 1/2 以内（上限 15,000 円） ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
申請手続	1 申請時期 事業実施の 14 日前までとする。 2 添付書類 (1) 事業内容確認書（別記様式第 2 号） (2) 位置図 (3) 土壌診断の結果がわかるもの (4) 見積書 (5) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第 12 号） (6) 事業主体となる者が法人の場合は、本市に事務所または事業所を置いていることがわかるもの
実績報告	1 報告時期 事業完了後 10 日を経過する日または翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までとする。 2 添付書類 (1) 事業成績書及び収支精算書（別記様式第 8 号） (2) 記録写真（2, 3 枚） (3) 領収書の写し

補助の種類	視察研修の支援
補助対象経費	重点作物の生産等に関する視察研修に要する経費のうち、移動に要する経費 (1) 移動に要する経費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 (2) 自家用車で移動した場合の車賃は、1キロメートルあたり37円とする。 (3) 宿泊を伴う旅行商品を利用し、移動に要する経費の内訳が不明な場合は、旅行商品の2/3の額を移動に要する経費とする。
補助要件	次の全てを満たすものとする。 (1) 事業主体となる者が、重点作物生産者またはその予定者で組織する団体であること。 (2) 事業主体となる者が、本市に事務局等を置く団体であること。 (3) 重点作物の生産・振興に関する研修であること。 (4) 事業主体となる者、事業参加者及びそれらの世帯が、市税、水道料金、下水道使用料を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（上限30,000円） ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
申請手続	1 申請時期 事業実施の14日前までとする。 2 添付書類 (1) 事業内容確認書（別記様式第3号） (2) 行程表 (3) 見積書 (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第12号）
実績報告	1 報告時期 事業完了後10日を経過する日または翌年度4月10日のいずれか早い日までとする。 2 添付書類 (1) 事業成績書及び収支精算書（別記様式第9号） (2) 記録写真（2, 3枚） (3) 領収書の写し

補助の種類	苗木購入の支援	
補助対象経費	重点作物のうち、サクランボ及びモモの苗木購入に要する経費	
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 事業主体となる者が、本市に事務所もしくは事業所を置く法人または本市に住所を有する農業経営者であること。</p> <p>(2) 植栽する農地が、本市の農地であること。</p> <p>(3) 購入する苗木が、村山市果樹産地構造改革計画の振興品種であること。</p> <p>(4) 事業主体となる者及びその世帯が、市税、水道料金、下水道使用料を滞納していないこと。</p>	
補助金の額	補助対象経費の 1/3 以内（上限：サクランボ 1,500 円/本・モモ 800 円/本）	
申請手続	<p>1 申請時期</p> <p>事業実施の 14 日前までとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業内容確認書（別記様式第 4 号）</p> <p>(2) 位置図</p> <p>(3) 山形 C12 号を購入する場合は、生産者認定証の写し</p> <p>(4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第 12 号）</p> <p>(5) 事業主体となる者が法人の場合は、本市に事務所または事業所を置いていることがわかるもの</p>	<p>（経過措置）</p> <p>本要綱制定年度は、次によるもの認めるものとする。</p> <p>1 申請時期</p> <p>実績報告を兼ねて行うものとし、事業完了後 10 日を経過する日または 4 月 10 日のいずれか早い日までとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業成績書及び収支精算書（別記様式第 10 号）</p> <p>(2) 領収書の写し</p> <p>(3) 位置図</p> <p>(4) 山形 C12 号を購入する場合は、生産者認定証の写し</p> <p>(5) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第 12 号）</p> <p>(6) 事業主体となる者が法人の場合は、本市に事務所または事業所を置いていることがわかるもの</p>
実績報告	<p>1 報告時期</p> <p>事業完了後 10 日を経過する日または翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業成績書及び収支精算書（別記様式第 10 号）</p> <p>(2) 領収書の写し</p> <p>(3) 位置図</p>	<p>(4) 山形 C12 号を購入する場合は、生産者認定証の写し</p> <p>(5) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第 12 号）</p> <p>(6) 事業主体となる者が法人の場合は、本市に事務所または事業所を置いていることがわかるもの</p>

補助の種類	サクランボハウスビニール被覆作業の支援
補助対象経費	サクランボの生産に要する経費のうち、ハウスのビニール被覆作業に要する経費
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 事業主体となる者が、本市に住所を有する満 70 歳以上の農業経営者であること。</p> <p>(2) 被覆作業を行う農地が、本市の農地であること。</p> <p>(3) 事業主体となる者が、本市に事務所もしくは事業所を置く法人または本市に住所を有する個人事業者（以下「法人等」という。）に被覆作業を依頼する事業であること。</p> <p>(4) 事業主体となる者が、法人等に被覆作業を依頼する以外にその手段を持たないこと。</p> <p>(5) 事業主体となる者と法人等が、生計を別にしていること。</p> <p>(6) 事業主体となる者及びその世帯が、市税、水道料金、下水道使用料を滞納していないこと。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費の 1/2 以内（上限 30,000 円）</p> <p>ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
申請手続	<p>1 申請時期</p> <p>事業実施の 14 日前までとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業内容確認書（別記様式第 5 号）</p> <p>(2) 位置図</p> <p>(3) 見積書</p> <p>(4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第 12 号）</p>
実績報告	<p>1 報告時期</p> <p>事業完了後 10 日を経過する日または当該年度 7 月 30 日のいずれか早い日までとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業成績書及び収支精算書（別記様式第 11 号）</p> <p>(2) 記録写真（2, 3 枚）</p> <p>(3) 領収書の写し</p>